

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 7 年度）

令和 7 年 10 月
静 岡 県

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針 を策定する時期
静岡県新文化施設運営 事業	本事業が開始された日 （以下「事業開始日」 という）から、事業開 始日の 15 年後の応当 日の前日まで 事業期間の延長があっ た場合は、当該延長後 の終了日まで（事業開 始の 30 年後の応当日 の前日を超えることは できない。）	運営権者は、以下の静岡 県新文化施設運営事業を 実施する。 1 必須事業 ・総括管理業務 ・開業準備業務 ・運営業務 ・維持管理業務 ・庭園維持管理業務 ・修繕・更新投資業務 2 附帯事業 ・自主事業 ・バリューアップ投資	静岡県駿東郡長泉 町東野 347 番地 1	令和 7 年 10 月（予定）

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律 117 号）第 15 条第 1 項の規定により公表するものです。